

平成31年4月1日

六戸町カーブミラー設置基準

第1 目的

この基準は、カーブミラーの設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

第2 意義

自動車運転者（以下「運転者」という。）が、他の自動車または歩道上の自転車等の通行による危険に対して、当該危険を未然に確認することが不可能または困難な場合の補助施設としてカーブミラーを設置するものである。

第3 対象の道路

カーブミラーは、次の各号のいずれかに該当する場合に設置できるものとする。

- (1) 町道または法定外道路
- (2) 国道・県道（町道等と交差する場合）
- (3) 通り抜けのできる私道

第4 設置の基準

カーブミラーは、第3のいずれかのうち、次の基準を満たす場合に設置することができる。

- 1 運転者の通行上の見通しに関して、次に掲げる各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 信号機のない交差点部分において、一時停止後に運転者が、車体前部を優先道路内（歩道内）に進入させなければ自動車（歩道上の自転車等）を確認できない箇所。
 - (2) 信号機及び中央線のないカーブ部分において、見通しの悪い箇所。
 - (3) その他特殊な道路または交通状況により、個々の具体的な状況を勘案し、町長が設置することを適当と認めた箇所。
- 2 自動車、もしくは、歩行者や自転車の安全な通行が確保される一定の道路幅員があること。ただし、道路の幅員・構造等の理由により道路上に設置できない箇所でも民有地に安全に設置できる場合は、この限りではない。
- 3 設置箇所に隣接する土地及び建物等利用の妨げとならないこと。

第5 設置の条件

カーブミラーは、次の条件を満たす場合に設置するものとする。

- 1 第4の3に掲げる設置箇所に隣接する土地所有者及び敷地管理者からの同意があること。
- 2 設置箇所における近隣住民の理解と了解があること
- 3 前1・2項を満たしたうえで、地区の区長（町内会の代表者）等から、別紙様式1の「カーブミラー設置要望書」による申請があること。ただし、町内会等がない、もしくは、町内会未加入者で町内会等を通じての申請が困難な場合は、近隣住民の代表者に代えることができる。
- 4 第3の3号に掲げる私道、もしくは第4の2に掲げる民有地に設置する場合は、土地所有者から別紙様式2の「カーブミラー設置に伴う土地無償使用承諾書」による使用許可が得られること。

附 則

この設置基準は、平成31年4月1日から実施する。